

別 表

会 費 等 一 覧

会則第5条(運用経費)：細則第5条(会員の義務)関係

	対 象	入会金	年会費	備 考
個人会費	五段以上取得者 五段取得の翌年度から	3,000円 和剣連個人会員入会時	5,000円	原則支部経由
団体会費	和剣連加盟団体 クラブ ・ 道場 中学校 ・ 高校 大学 ・ 一般団体	5,000円	3,000円	原則支部経由
称号協力金	錬士		3,000円	協力金のため
	教士 ・ 範士		5,000円	納入は任意

加盟団体・非加盟団体の差異 図表

	加盟団体	非加盟団体
県下剣道大会	参加費のみで出場 可	参加費プラス3,000円を徴収のうえ出場可
各種予選会等	団体からの申し込み 可	団体からの申し込み 不可
各種講習会等	団体からの申し込み 可	団体からの申し込み 不可
昇級審査	団体からの申し込み、証書の送付	団体からの申し込み 不可 証書の送付しない
昇段審査		ただし、個人会員であれば個人での申し込み 可
各種連絡等	従来通り、支部からの連絡	団体に対する連絡等は行わない